

「議会報告と町民・団体との意見交換会」総括（案）

（「議員定数と報酬の見直し（原案）」に係る住民意見聴取結果の総括）

1 趣 旨

「議員定数と報酬の見直し」に係る「議会報告と町民・団体との意見交換会」の第2弾として、「素案協議（6.23-27）」を踏まえた原案協議を実施した。

なお、意見交換会での説明手法（情報提供・意見交換）は、素案協議の際に参加された住民等から出された意見を反映して、議会内で協議・検討した結果すべてをそのまま詳細に伝えるのではなく、住民等にとって、よりわかりやすく理解しやすい手法（動画活用・スライド投影・資料の簡素化等）で創意工夫し実施した（※総括末尾「資料2」参照）。

2 実施期間 令和7年9月30日（火）～11月5日（水）

（1）団体との意見交換会

- ・9月30日（火）～10月31日（金）※ 全6日程（7団体）

（2）地域（町民）との意見交換会

- ・10月21日（火）～11月5日（水）※ 全12日程（14会場）

3 事業実績

<団体との意見交換会>

No.	月 日	時 間	団 体	開催場所	参加人数
1	9月30日（火）	16:00～	商工会理事	商工会会議室	9
2	10月3日（金）	15:00～	消費者協会	めむろ一ど	12
3	10月14日（火）	14:00～	育児ネットめむろ	役場3階	4
4		15:30～	けあねつとめむろ	役場3階	10
5	10月29日（水）	14:00～	教育委員	役場2階	5
6	10月30日（木）	14:30～	農業委員	役場3階	6
7	10月31日（金）	18:00～	農民連盟	JA めむろ	20

＜地域・住民との意見交換会＞

No.	月 日	時 間	会 場	対象町内会・行政区	参加人数
1	10月21日(火)	19:00～	上美生農村環境改善センター	上美生町、上美生区 新美生、西伏美 雄馬別区、東伏美区	9
2	10月22日(水)	19:00～	上伏古コミュニティセンター	共栄区、上伏古区	17
3	10月23日(木)	19:00～	坂の上コミュニティセンター	博進区、坂の上区 名友区、栄区	1
4	10月24日(金)	19:00～	中伏古コミュニティセンター	中伏古区	0
5	10月27日(月)	19:00～	北伏古コミュニティセンター	北伏古区、新生区 大成区、下美生区	19
6	10月28日(火)	19:00～	西士狩地域福祉館	西士狩区、美蔓区 国見区	5
7	10月29日(水)	19:00～	祥栄ふれ愛館	関山区、上関山区 祥栄区、新祥栄町 平和区、北明区	4
8	10月30日(木)	19:00～	毛根コミュニティセンター	毛根区、芽室太区	0
9	10月31日(金)	19:00～	美生コミュニティセンター	美生区	11
10	11月1日(土)	10:00～	めむろーど3階	町内全区域	10
11		13:30～	西コミュニティセンター	町内全区域	4
12		15:00～	南コミュニティセンター	町内全区域	4
13	11月4日(火)	19:00～	高岩地域福祉館	高岩区、中島区 西芽室区	4
14	11月5日(水)	19:00～	上芽室農業研修センター	上芽室区、新朝日区 報徳区、渋山区 渋山南区、報国区	13

4 参加人数 167 名

- (1) 団体との意見交換会 66 名（7 団体）
- (2) 地域（町民）との意見交換会 101 名（14 会場／市街地 3・農村地域 11）

5 意見の分析＜原案に対する参加者意見（賛否／理解度／問題提起）＞

(1) 定数

「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保することを基本として、「委員会機能の安定的な機能保持」、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」、「縮小社会における議会力の維持」等の根拠により、現行定数は妥当との原案に肯定的な意見が多かった。

一方、定数半減、報酬とセットで考えるべきとの意見も見受けられた。

(2) 報酬

「議員の責務に対する対価」を基本として、生活給的要素を含める全国町村議会議長会の「新しい原価方式」の算式を根拠として算定する原案に肯定的な意見が多かった。

6 事業の分析

(1) 日程（会場・所要時間含む）の適否

「中伏古」、「毛根」の 2 会場については参加者が皆無だった。農繁期であることを考慮すると、開始時間・所要時間については、概ね適当だったと考える。

(2) 進行・説明・質疑の適否

進行、資料説明については、3 グループそれぞれにおいて統一した資料を用いて行うことができた。質疑応答についても、説明者のみならず、他の出席議員からも補足の説明や回答があり、参加者に議会の現状と考え方を理解していただくという点でも適当だったと考える。

(3) 周知方法・参加人数の適否

議会だより 10 月号の表紙及び特集、議会フェイブック等で周知を行った。

また、議員のつながりから地域の方に個別に声を掛けて参加を呼び掛けた。各会場において、ばらつきはあるものの、参加者数だけを見て多い少ないとの判断は難しい。

(4) 説明・配布資料の適否

配布資料については、原案、スライド資料、全国町村議会議長会でまとめた報告書の概要版、本町議会の取組のまとめをセットにして配布した。

管内他自治体議会の一覧表も投影することはあったが、概ね、参加者からはわかりやすかったとの意見が多かった。

7 総 括（住民意見聴取の実績と成果）

（1） 住民の声を聴けたと言えるか？

6月に実施した意見交換会（素案協議）と今回の取組みにより「議員定数と報酬の見直し（原案）（以下「原案」という。）」について、住民の受け止めや反応を直接確認し把握することができた。2度にわたる意見交換会の統一した手法は、不特定多数を対象とするアンケートは行わず、議員が地域に直接出向き、住民に対して膝を突き合わせて「議会の考え方」を丁寧に説明し、意見を伺う手法を採用した。

その結果、「原案」に対する民意を十分に把握することができ、当初目的としていた「住民感覚の把握」および「原案に対する理解度の確認」という目的を達成したものとする。とりわけ、対面による説明と意見交換は、資料の文字では説明し尽くせない「すき間」の背景や実態を直接伝えられる点で理解促進に効果があり、また住民からも率直かつ具体的な意見を伺うことができた。

これらのことから、今回の「原案」に係る住民意見の聴取は概ね完了したと判断するものである。

（2） 議会の取組みの理解を広げたとと言えるか？

議員自らが地域に赴き、議会活動の実態や「原案」の趣旨について、直接説明する機会を設けたことにより、これまで議会への関心が必ずしも高くない方々にとっても、議会の役割や活動内容、定数・報酬見直しの必要性について、確実に理解が浸透したものと受け止める。

また、議会への理解を広げるには、議会が住民に対して一方的に情報を発信するだけではなく、議員が地域に出向き、直接対話を重ねることが不可欠であることも再認識できた。こうした意見交換の積み重ねは、住民の議会への関心喚起に資するとともに、議会活動の透明性向上や信頼確保にも寄与するものである。

さらに、今回の取組みを踏まえ、仮に報酬改正が現実となった後においても、「議会報告と町民との意見交換会」の企画については、都度、議会での内部協議を十分に行之、実効性の高い重要事業として進化させていく必要があると考える。

（3） 新たな課題、取組みにつながることで捉えられたことはあるか？

二度にわたる「議会報告と町民との意見交換会」では、多くの参加者から「原案」について、一定の理解と評価が示された一方で、少数意見として、今後の議会運営における重要な課題を提起する声も寄せられた。

これらの意見は、今後の「議会のあり方」を検証するうえで、示唆に富むものであり、以下の点について特に注目すべき内容と整理する。

① 議員活動量の精査による働き化改革の実現について

- ② 議会活動の実態・成果のわかりやすい住民公表について
- ③ 議員報酬増に係る財源確保の根拠の明確化について
- ④ 議員定数・報酬の今後の検証時期と手順の検討について

これらの少数意見は、議会改革を継続的かつ計画的に進めるうえで不可欠な視点であり、議会基本条例に規定する「主要事業・活性化計画」への反映を念頭に置き、今後に向けて、議会全体として丁寧に取り扱うべき課題と整理する。

8 参考資料

- (1) 意見交換会概要（会場別）

資料 1

- (2) 意見交換会説明資料

資料 2

- (3) 議員定数と報酬の見直し（原案）について

資料 3

～第 10 回全員協議会資料（令和 7 年 9 月 29 日開催）

1 団体等との意見交換会概要

① 商工会理事

テーマ	意見交換内容
定 数	<現状維持でよい> 5人 ・減らせばますますなり手が減っていく ・定数は減らしても良いと思っていたが、委員会活動等の話を聞いて、そうでもないのかなと思った ※質疑の時は、減らしても良いと考えていたが、皆さんの意見を聞く中で、16人が必要な人数かなと思った <増やした方がよい> 1人 ・ものごとを決めていくうえで16人では少ない、20人以上いても良い <1減にしては> 1人 ・前回無投票だったので、次回実験的に1減でやってみてはどうか <他> 1人 ・無投票が悪いとは思わない、議会の日数が多いのではないか、議会基本条例を作った当初は良かったかもしれないが、もっと柔軟に考えても良いのではないか
報 酬	<提案は適正> 3人 ・芽室町議会は他の町村と比べ忙しそうで、提案の報酬引き上げは適正と考える <もっと上げてよい> 3人 ・報酬は月額35万～40万でもよい、議員のモチベーションを高めるためにも <他> 2人 ・報酬は、出た日数（議員の活動量に応じて）に対して支給すれば良い
その他 なり手対策	・農業の町として、農家の議員が少ないのは残念 ・個々の議員活動が見えない ・議論の経過を知らせることが大事、わかりやすい資料提供が必要 ・何故、議員活動をやっているのかを知らせることも大切 ・小・中学生からの教育が大事 ・女性議員を増やす取り組みが大事 ・議会の日数を減らす（コンパクトに）取り組みも必要 ・なり手不足問題に関しては、モニター制度や「議員の学校」などは有効 ・持続可能な議会を目指すとしているが、報酬以外の取り組みは？ →ハラスメント防止条例の制定、「議員の学校」（養成講座）等を検討している ・議会の機能強化とは？ →600超の事業との関係を説明。広報・広聴活動を強化したい ・今回の提案は、議会全員一致（全員の合意）で参加しているのか聞きたい →これまで議員間討議をする中で、それぞれ意見が違う部分もあったが、最終的に議会に総意として提案している

② 消費者協会役員

テーマ	意見交換内容
定 数	※明確に提案に賛成された方は1人のみ ・説明は理解できたが、具体的な数字、額に関しては悩んでしまう。芽室町にとって何がベター、ベストなのか考えていただきたい。 ・人数はわからないが、若い人が魅力を感じるような議会に向けてがんばっていただきたい。 ・6月にあった町民説明会では、「定数は14～16」となっていたが、今回16という定数で提案される経過説明が必要だと思う。
報 酬	※明確に提案に賛成された方は1人のみ。 ・生活給的要素を含めて考えることは大事。 ・財源がどこから出てくるのか不安。町民の税金でまかなわれるので、どうかなと悩んでしまう。 →一般会計に占める議会費の割合は年々下がってきている。国や道に対しても支援を求めている。 ・30万が適正かどうかはわからないが、報酬をあげることについては賛成（ほかの議会と比べて議会日数が多いので）。 ・説明により、報酬を上げる根拠等は理解できたが、苦しい生活をしている人が多い中で、広く、住民に、より丁寧な説明が必要。 ・住民の理解を得るには、30万とする根拠の説明に、最初から算式の説明等入れ、丁寧に説明すると良い。 ・住民税が上がるのかなと、ちょっと心配。
その他 なり手対策	・若い人の参画を進めるために、オンライン開催等 ICT を駆使して改革を進めてほしい。 ・選挙制度の改革も必要ではないか ・議員活動の見える化を期待したい。 ・次回、無投票にならないように良い方法はないものかと思う ・議会改革だけではなく、町民との意見交換をもっとやってほしい。 ・芽室町議会の報酬の十勝管内での水準はどの程度？ →十勝管内では上から6番目 ・現在の議員で、専任の方と兼職されている方の状況は？ →現状を説明 ・年間の会議数が多いのを、効率化しようという話はなかったのか？ →議会としての質を保つには、これくらいの活動量は必用と考えるが、効率的にということは考えている ・報酬30万というのは、どのように算出されたのか？一気に10万も上げるのは、一般ではありえない話 →原価方式の説明 ・昭和22年は定数26でしたが、当時の芽室町の人口は？人口が減ったから議員の数を減らしてきたのか？ →昭和22年の人口は、15,338人。行財政改革の関係で減らしてきたものと思われる ・30万だと年額でいくらになるのか？ →期末手当を今までと同じとすると約480万 ・会議を土日にするとか、夜間にするとかできないか？人口減少の中で若い人の意見は大事 →今回報酬を上げようというのは生活給的な面がある。若い人が、仕事を辞めて（休職して）立候補できる環境をつくりたいとの考えである

③ 育児ネットめむろ

テーマ	意見交換内容
定 数	・減らすとハードルが高くなるという意味合いについて ・次回も無投票の可能性があるとすると「現状維持」には疑問がある →多様ななり手創出に取り組む議会の考え方について説明。16人の原案は十分な議論を行うのに必要な人数であり、今後縮小する財源等の中で厳しい判断を下す資質のある議員を創出するために必要な人数であることを説明する。 ・目に見えにくい活動とは？見える化が必要 →公務以外の議員活動等について説明。活動の見える化については今後の課題として回答する。 ・若い人を巻き込むには敷居が高い。無投票にならないよう準備期間に何をするのか。 ・子育てをされていて町の政策を身近に感じることもある。議会が議決していることなど町民にもっと伝われば良い。 ・女性議員を増やしてほしい →議会だよりに掲載している記事を紹介し、今後予定している「(仮) 議員の学校」についても説明する。
報 酬	・30万円の根拠は何か。30万円という数字が一人歩きしている。 ・計算式について説明がほしい ・管内他自治体の議員報酬について ・一気に30万ではなく徐々に上げることはできるのか ・手取りや期末手当など実態を知らないため判断しかねる →現在の報酬から諸費用差し引いた実際の手取り額、全国町村議長会が示す計算式の根拠、これまでの議員間討議の経緯などを都度説明し「説明を聞いて納得した」との声をいただく。 ・アンケートしない理由を知らせた方が良い →こうして膝を突き合わせて丁寧な説明をすることで理解が得られてきた。今回も全町内を巡回し説明していくことや、議会の考えや取り組み内容の発信力については今後、広報公聴機能強化の取り組みを進めたいと回答する（先進事務調査に赴いたことも伝える）。



④ けあねっとめむろ

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 偶数か奇数かで採決の際、問題はないのか →議長、委員長は採択に加わらない事などを説明する。 ・ 女性議員を増やす方策は →立川議員、中田議員からそれぞれの所感を述べる ・ 無投票は問題。報酬増と広報機能強化以外のなり手対策をどうするのか →今後予定している「(仮) 議員の学校」などの取り組みについて説明する。
報 酬	・ (説明を聞いて) 定数と報酬は別問題であると気付いた ・ 物価高で上げるのは理解できるが財源は？ ・ 10 万アップする説明と町民理解が必要 ・ 対価の見える化で興味を持つ方が出るのではないか、可視化が必要 →議会の取り組み内容の情報発信については今後広報公聴機能強化を図ることについて説明。 ・ 議長、副議長も上がるのか？ ・ 期末手当はいくらか →現在の報酬額や期末手当の回数と割合等について自治体との比較をしながら説明する。 ・ 原案は妥当もしくは少ないと思う ・ 活動日数について他議会より多い理由は →芽室町議会の活動内容について説明 ・ 兼業議員への門戸はどうするのか →現在も会議開催の効率化を図っていること、また兼業しなくても議員活動が成り立つ様な報酬額として原案をつくっていることを説明する。 ・ 活動日数について負担軽減の取組も必要では →現在の活動日数は芽室町議会に必要な業務量であることを説明する
要 望	・ 介護業界を取り巻く問題は益々厳しくなる。人材不足は喫緊の課題。安心して介護を受けられる体制のためにも、今後も意見交換会の場を持ってほしい。



⑤ 教育委員

テーマ	意見交換内容
定 数	・過去には定数削減はしたけれど報酬増をしてこなかった。理由は？ →合併議論、行政改革など当時の時代背景等について説明。また、平成 23 年に 18 名から 16 名に削減した当時の地元紙記事内容についても共有する（報酬の低さと業務負担の兼ね合いで農業者議員の成り手が減少することなどが記載）
報 酬	・20 万円から一気に 30 万円にすることへの町民理解の取り組みは？ →可能な限り町民一人一人に説明機会を設けるよう今地域を巡回して取り組んでいる。今後も原案策定の趣旨を理解してもらうことに注力する。
なり手対策	・女性議員に質問。仕事と家事育児に多忙な女性が立候補の際に障壁となることはあったか？ →立川、中田それぞれが立候補にまつわるエピソードなどを説明する。 ・会議数 130 日について。A I 活用などで効率化する、事業評価に活用するなど、議員も働き方改革が必要ではないか？ ・かつては名誉職と言われた議員だが時代の変遷で今はそうではない。報酬の低さの改善、働き方改革は重要だ。
その他	・今後のスケジュールについては？ →議会の案を説明する

⑥ 農業委員

テーマ	意見交換内容
定 数	・定数を減らせば、議員の負担が大きくなっていくので、単純に減らせばよいというものではない ・定数削減をいうのは簡単だが、一人の負担が大きくなる
報 酬	・副業を持たなければ議員をやっていけないというのは一つのハードルかなとは思う ・報酬は難しい話だが、通年議会であれば上げるのもやむなし ・10 万上げたら立候補者は増えるか？ ・報酬を上げることに後ろめたさを持たないで、住みやすい芽室町のために頑張してほしい ・議会がやっていることがきちっと伝われば、もっと上げてよい
その他 ご意見	・条例を作って縛られているのではないか - 自分たちで首を絞めているのではないか ・なり手不足を女性に求めるのはどうかと思う ・町民と議員との距離が遠い。町民も自分のことで精いっぱい、議会に関心をもつ余裕がない ・高齢者は紙媒体（議会だより）をよく見ているので継続してほしい、若者向けの SNS と両建てでやってほしい ・必ずしも無投票イコール悪とは思わない。 ・芽室は住みやすい町なので、現状に満足しているのではないか
その他 質 疑	・年間の会議数、他の町村と何が違う？ →芽室は各委員会それぞれ年 20～30 回、通年議会で行っているのが多い、他町村は定例会の開催時のみという議会が多いのではないか ・通年議会をやっていないところは定数割れはないのか、疑問に思った ・音更町は最近、報酬を上げずに、定数を下げたのではないか？ →音更は、前回報酬だけ上げた

	・報酬以外に支給されるものは？ →昔は年金・日当等があったが、今はない ・会議を週の前半に集中させるとか、夜間、日曜日に開催してはどうか？ →できるだけ、1日に2～3つの会議をやる等の工夫はしている - 夜間・日曜日の開催は職員の負担になるので難しい
--	---



⑦ 農民連盟

テーマ	意見交換内容
定 数	・この度の提案は「定数はそのまま、報酬を上げたい」という理解で良いか？ →お見込みの通り、と回答 ・議会からの説明を聞き、16名が必要な人数だと理解した
報 酬	・新卒（大学）の初任給でも30万円と言われている。厳しい次の成り手対策のためには今回の提示額は納得する。 ・議員報酬だけで生活できるような額は必要である
その他 なり手 対策	・次第に農業者の議員数が減っていった。相談先に困る。成り手対策は必要。 →農業者だけが農業に明るいということではなく本来はどの議員でも農業への知見を持っているべきである。議員の働きやすい環境整備を行うことで、様々な知見を深められる資質の高い議員が生まれることも期待している。次年度はなり手養成講座開催も検討している。現職にとってはライバルを増やすことにもなるがそれだけの覚悟を持って取り組んでいる。 ・報酬を上げるとそれだけを目的にした立候補者が現れないか？ →住民の選択肢を創出するためにも次期改選期には必ず選挙になるよう取り組んでいる。 ・議会からの情報発信が足りていない。今回のように地域や団体と意見交換の場を設けてくれると議会への理解が深まる。 - 町長のMMMのように議会も巡回してほしい。 ・無作為アンケートのような公聴手法は取らないのか？ →可能な限り対面で多くの住民と意見を交わし議会の考えを説明し理解してもらうことを重要と考えている

2 地域（町民）との意見交換会概要

① 上美生農村環境改善センター

テーマ	意見交換内容
定 数	・女性議員についての検証。 ⇒ハラスメント対策として条例の制定。 ⇒議会へ関心をもっていただくために、議会モニターへの参加。 ⇒議員養成講座（議員の学校） ・16定数に賛成（住民の意見反映） ・現在は女性議員3名である。多くの女性議員の参画を望みたい。
報 酬	・原価方式をモデルに算定した額は328,000円。なぜ原案は30万円なのか。 ⇒議会での議論からの原案。管内の期末手当率、加算率などの説明。 ・今までの意見交換会について。 ⇒町内6カ所において実施（70名程の参加） ⇒職員給与の根拠から原価方式での算定、生活給としての要素。 ・音更町では、20名から18名に定数を減らし、報酬維持との報道があったが。 ⇒これからの芽室議会を創るための議論経過としての提案である。 ・提案の報酬額は高いとは思わない。 ・持続可能な議会を考えれば30万円でも安い。期末手当算出について根拠必要。 ⇒30万円でも税控除、社保等の支出がある。期末手当の支給方法なども検討。 ・意見交換会への参加数の少なさに危機感を持っている。



② 上伏古コミュニティセンター

テーマ	意見交換内容
定 数	・議員の方の意見について。 ⇒14 名、15 名、現状維持と議論はあったが、様々な意見を踏まえての提案。 ・実際に活動している議員の考え（定数）が大切。 ⇒議会強化の観点から議論を深めていく。 ・過去の定数の推移について。 ⇒人口の大幅な減少はないが、行財政改革という全国的な状況からと認識。H23 年から現在の定数である。 ⇒合併協議から自主自立の道を選択した本町の財政視点も要因と考える。 ・奇数定数について。 ⇒議長は委員数から除外される。採決等で同数という状況もある。 ・今までの説明で、現状維持の提案を理解する。 ・通年議会の状況について。 ⇒行政視察の際にも状況について聞かれる事項である。委員会として、随時調査活動ができるメリットがある。委員会開催数は多くなるが、その面からも定数の議論は重要と考えている。
報 酬	・原価方式算定モデル（R4、古いのかな？）を根拠にした 328,000 円の提案で良いのでは。 ⇒管内の状況、期末手当について、任期途中の議員辞職等における手当未支給などについて説明。 ・活動日数が基礎となる報酬は必要。 ・年間活動日数を考えたら、会社員が議員になるのは困難。報酬だけで生活できる必要性、多様性が大切である。
	・前回議会モニターをしていたが、前回と大きく変わった点は。 ⇒2023 年（R5）の無投票選挙という現実。 ⇒危機感を持ったこと。 ・活動日数が約 130 日。すごく大変なことに慣れてしまっている議会と思う。しっかりと伝える必要性を感じる。30 万という数字も理解されると思う。



③ 坂の上コミュニティセンター

テーマ	意見交換内容
定 数	概ね賛成という立場。議員削減は民意を削減と同じ。 根拠について理解した。6月の意見交換会にも来ている。
報 酬	案に賛成。30万として手取りはどれくらいになるのか。 →8掛けとして24～5万。 現状では若い人は議員になれない。議員活動の町民理解と見える化が必要。
意 見	町民の声を吸い上げる機会を作してほしい。議会として個々議員として両面で動くことが必要。

④ 中伏古コミュニティセンター 参加者なし

⑤ 北伏古コミュニティセンター

テーマ	意見交換内容
定 数	・妥当ではないか。大きく人口が減っているわけでもない。 ・19人中15人が現状維持、2人が増やしても良いという意見。 ・これまでの定数が減った時の理由は？ →地方分権法や行政改革で何でも減った時代だった ・定数減できているが、偶数の意味は？ →議長を抜いた数で賛否が決まる ・定数を減らしたいのか？ →減らすと増やせない。事務事業審査をするには最低限必要な定数。
報 酬	・生活給を全面に出し就職活動のようになることはしてほしくない。 ・算定式の単価は首長と議員は同じなのか？ →二元代表制で同じ選挙で選ばれているため同じ意義 ・職員の給与はどうなっていくのか？ →職員は人事院勧告を参考に上げていく。町長、議員は条例で決まっているが議員は10年変わっていない。 ・活動日数の多さがなり手につながらないのでは？ →通年議会。効率よく会議の短縮に努めていく。 ・10万上げる分の報酬の原資はどこから？ →税金と地方交付税。予算編成権は町長。議長会で国に要望している。



⑥ 西土狩地域福祉館

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 30 万円程度の報酬では次回も無投票の可能性高いのではないか。定数を 10 名くらいに減らして報酬を 40 万円に上げた方が良い。その代わり議員一人一人の責任は重くなる。 → 議会が考える必要な「定数」の定義について説明する。新たななり手創出の考え方についても説明する。
報 酬	・ 40 万円くらい必要だ → 全国町村議長会が示す算定式の考え方について説明 ・ 他自治体議会や、芽室町長の報酬額については？ → 資料を用いて説明する。また期末手当の割合による年収の逆転状況についても説明する。
その他 なり手対策	・ 「議会」のことを理解している町民は少ないと思う。議会だよりもなかなか手に取らない。 → 広報公聴機能強化に取り組むことを説明する。 ・ 中高生の声は聞いているのか → 高校生との連携事業内容等について説明
嵐山の考え方について	・ 町長が行う MMM で嵐山のことについて説明があるが、議会ではどう考えているのか。 → これまでの特別委員会調査の経緯等について説明する。

⑦ 祥栄ふれ愛館

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 議員数は民意を反映している。芽室町では 1000 人に対して約 1 人である。現状の 16 名で良い。 ・ これまでの経過をみると定数を削減する場合は、偶数で削減しているが理由はあるのか。 → 合併議論や自主自立の流れから定数削減を実施してきた。全国の議会においては奇数も見受けられる。本町は偶数で経過している。賛否が拮抗した場合、議長を除く採決の参加者が奇数になることで賛成と反対が同数になる事態を防ぐ意味合いもある。 ・ 昭和 22～62 年は定数が 26 名。人口の大幅な減少がない中であるにもかかわらず、16 名の定数は少なすぎる。現状の定数で良い。
報 酬	・ なり手不足の原因に報酬を考えるなら 30 万円は妥当である。 ・ 議員が日頃どのような活動をして、報酬を引き上げようとしているのか、町民への周知が必要ではないか。 → 議会だよりの表紙を工夫したり、「特集」を組んで町民への情報提供を図っている。 ・ 期末手当 4.1 ヶ月は適切か？ → 月額報酬が芽室より低くても期末手当の率が高いため、年額の報酬が芽室よりも多い町もある。芽室町議会の報酬月額、管内で 5 番目に位置している。



⑧ 毛根コミュニティセンター 参加者なし

⑨ 美生コミュニティセンター

テーマ	意見交換内容
定数	・現状維持はやむを得ないと思うが、無投票になった場合の議員の質の低下が懸念される。議会を乱す人が入る不安。 →議長会でも懸念しており、何もしなければ無投票になるため取組を進めている。 ・以前は地域から候補者を出していたが、今は若者の熱が上がってこない。 ・子育て世代の女性参画はむずかしいのではないかな。 ・特に異議はない。
報酬	・議長はいくらになるのか？ →役職区分はまだ明確にしていない ・町民の平均収入は？→把握していない ・他に日当はあるのか？→ない ・特に異議はない。
その他	基幹産業をメインにしたまちづくりをしっかりとっている。何を町としてやっていくかが大切。



⑩ めむろーど

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 会議数が他自治体と比べて多いが、どのような会議を行っているのか → 本会議、常任委員会、各種特別委員会、全協、議運のほか町民との意見交換会、議会モニター会議、高校生との意見交換会などについて内容と回数を説明。 ・ 議員定数を検討するにあたり、1 人の議員がどのくらいの町民を代表するのが適切かという点について意見が出された。 → 過去には議員数が現在より多く、1 人議員が担う町民の人数は少なかった ・ 昭和 62 年には人口 16,738 人、平成 15 年には 18,446 人、平成 23 年には 19,369 人で推移している。 ・ 住民の権利である選挙権が十分に行使できない現状がある。 ・ 報酬の見直しだけでなく、若い世代が立候補しやすい環境を整えることが重要であり、こうした観点から議会の原案を支持する意見が出された。 ・ 議員定数の考え方については支持する。現在、議員 1 人あたりがおおよそ 1,100 人の町民を担当していると言える。 ・ 町民の意見を拾い上げるために必要最低限の人数であると考え、原案に賛成する。このように町民へ情報を提供し、意見を聞く機会を設けることは大事である。 ・ 若い世代や女性が積極的に議会に参画できるような環境づくりを進めていくことが望ましい。
報 酬	・ 過去、議員報酬を減額してきた理由はなにか → 行政改革の一環として削減してきた。 ・ 報酬については、市議会と町村議会の間で大きな差が見られるが、なぜこれほどの違いが生じているのか。 → 市と町村では、行政機能の範囲や規模の違い、財政規模に大きな差がある。 ・ 仕事を持ちながらの議員は両立が大変だと思う。女性議員の少なさを改善するためにも増額が必要であり、原案は最低限の金額である。 ・ 若い人にとっても報酬増は必要である。 ・ 原価方式に当てはめた 32 万 8000 円で良いのではないかな。 ・ 生活給としての報酬額の設定が必要である。 ・ 報酬以外に旅費はあるのか → 規定に基づき 5 キロ以上の場合は費用弁償がある。

	・議員の年間活動日数が130日であると知ったが、その内容や実態については、町民への分かりやすい伝え方を工夫する必要があるのではないか。 →議会だより、HPで情報を公開しているが、より工夫をしていきたい。 ・議員の中には、積極的に発言や提案を行う議員と、そうでない議員がいる。そのような活動の差を踏まえて、報酬の在り方を検討すべきではないかとの意見があった。
--	--

⑪ 西コミュニティセンター

テーマ	意見交換内容
定 数	・今後議会の役割はより重要になる。議論を活性化するためにも16人は必要な人数だ ・芽室町はまだ極端な人口減少ではない。定数減となると住民とのパイプが細くなる ・定数10人で報酬を上げれば良い。 →定数についての議会原案の趣旨を改めて説明
報 酬	・月額しか示さないのか？年収も示した方が良い →期末手当等について説明する ・現状の報酬額ではいくら手元に残るのか？ →現状について説明
その他 なり手対策	・嵐山を倒産させた議会。もっと倒産（企業経営）について学ぶべきだ。 ・個人で広報発行している議員がいるが、他の議員の考えは？議員の抱負が知りたい。 ・中高生など若い世代との取り組みは？ ・病院も経営が厳しい中、議員の報酬上げる時期ではない。財政が上向きになってから報酬を上げるべき ・町長と個別に面談したいと思っても手続きが煩雑で足が遠のく。議会はもっと身近に感じられる存在であるべき。 ・災害対策などに議会も積極的に取り組むべき ・今回のような公聴の場に来られない人もいる。声なき声が拾える議会であってほしい。 ・議会だよりの情報がたりていない。 →事実誤認が見受けられる意見については発言者の見解を訂正しながらも意見として聞きおき、回答できる意見には議会としての考え方を回答する。



⑫ 南コミュニティセンター

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 18 人でも良いくらいだが、原案には賛成する ・ これまで定数を削減してきた経緯は？ →行政改革等、過去の考え方について説明。定数削減と報酬アップはセットで考えられていたが、平成 25 年からの見直しでは 27 年には報酬アップ、定数維持が行われて現在に至る（定数と報酬は別個に考える）。 ・ 民意を反映するには定数が多い方が良いのはわかるが、財政や人口を鑑みたバランスが重要。議会の説明は理解するが、難しい判断でもある。
報 酬	・ 期末手当の割合を職員と同等に準ずることはできないのか？ →局長から実情について説明。芽室町議会では議会基本条例で議員報酬を定めていることについても説明。
その他 なり手対策	・ 議員の産休育休の状況は？ ・ 男性議員の育休についての規定はあるか？ ・ 本会議でのオンライン会議の運用状況は？（浦幌町議会の事例を参照にした意見） →会議条例における欠席要件拡大やオンライン委員会、オンライン全協等を整備してきた経緯について説明する。ご意見の通り新たななり手創出策には有効な方策の一つであると回答。



⑬ 高岩地域福祉館

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 提案の 16 名で良い。減らすと考えが偏る懸念がある。 ・ 報酬を増額するなら多少減らして（1 名減）町民が納得できる提案を。
報 酬	・ 報酬のほかに何か特典はあるのか⇒議員年金・日当など特にありません。遠い方には交通費（費用弁償）はあります。 ・ 算式の正当性はあるのか？あるのなら導き出された 328,000 円でもよいのでは？⇒原価方式の算定モデルを参考にした。議員間の協議で今回 300,000 円の提案。
その他 なり手対策	議員の学校等町民に向けてぜひ実施してほしい。



⑭ 上芽室農業研修センター

テーマ	意見交換内容
定 数	・ 定数 16 が多いのか少ないのか、全国的に比較する数字があると良い、同程度の町村と比較するとわかりやすいので資料として付けていただきたい ・ 討論するには確かに多い方が良いとも思うが、今後人口が減少する中で、議論の余地がある、14 人でも良いかなと思う
報 酬	・ 204,000 円で生活している人はいるか？ →ほとんどが、兼業や年金でまかなっている ・ 30 万、ぱっと見は大きいですが、議員それぞれが活動してきた中での思いだと受け止める ・ 30 万は帳尻あわせにしか見えないが、算式の結果を重く受け止めて数字 32 万 8 千円というのを明確にだしても良いのではないかと
その他 なり手対策	・ 議会モニターの女性にぜひ議員になってほしい ・ 若い人や女性が立候補しやすい環境づくりは必要 ・ 議員の学校は良い取り組みだと思う ・ 農協理事も女性になる時代 ・ 農業者はどうしても農協に力が入っているので、議会に目を向ける余裕がない、農村の人口も減っている ・ 農業議員は、以前は地域で連合会（後援会）を立ち上げてやっていた経緯があるが今はそこまでいかない ・ 地域住民が率先して参加していない、今回このような取り組みははじめてではないか、もっと開催してほしい。見える化を進めないと地域住民には伝わらない
その他	・ 議長は中立の立場か？ →中立です。賛否同数の場合は意志表示有り ・ 何故通年議会？ →町の予算に対する監視機能の強化、いつでも議会を開けることのメリットを説明



議員定数と報酬の見直し（原案）について

1 確認事項

（１）検討手法について

- ・ 原則として、全議員による協議・検討・討議（以下「協議等」という）とし、公開により実施する。
- ・ ただし、意見交換の要素が強い協議等は、非公開によるグループワーク等の手法を含めて、別途、手法を検討する。

（２）目的について（何のために「議員定数と報酬」を見直すのか？）

芽室町議会を持続可能なものとし、多様な人材が参画できる環境を整えるために、議員定数と報酬を適正化し、二元代表制の一翼としての役割を果たし続けることを目的とする。

<説 明>

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む中でも、議会が「二元代表制の一翼」として十分に機能し続けるため。
- ・ 多様な人材（若者・女性・現役世代等）が立候補・参画しやすい条件を整えるため。
- ・ 議会の「監視・政策提言・住民代表」の役割を果たすために、定数・報酬のあり方を社会情勢に応じて適正化する。

（３）背景について（全国的状況とこれまでの芽室町議会の経過）

全国的に町村議会では、「無投票」や「なり手不足」が深刻化しており、芽室町議会でも令和５年に初の無投票となったことから、議会機能を将来にわたり、維持・強化するために定数と報酬の見直しに取り組むこととなった。

<説 明>

・ 全国的状況

- ・ 町村議会では「無投票」「定数割れ」が増加し、令和５年統一選で27.4%が無投票、次期には3分の1超が無投票になる可能性あり。
- ・ なり手不足の要因は「やりがい・環境・待遇」の３条件が不十分であること、特に低額な報酬・年金未加入が大きい。
- ・ 定数削減と報酬引き上げを短絡的に結びつけると、かえって、なり手不足や住民不信を招く懸念あり。

- ・芽室町議会のこれまでの足跡
 - ・平成 27 年：常任委員会を 3 → 2 に再編、定数 16 人（H23. 5～）。
 - ・令和 5 年：史上初の無投票当選 → 危機感を共有し「定数・報酬見直し」を議長が議会運営委員会及び議会改革諮問会議に対して諮問。
 - ・令和 6 ～ 7 年：議員間討議・町民意見交換会（6 会場・67 人参加）を実施。
 - ・住民意見：定数現状維持（16 人）が妥当、報酬 30～35 万案に理解を示す声が多数。
 - ・令和 7 年 7 月：議員間討議を経て、定数 16 人維持・報酬 30 万円を「原案の案」として整理。

（４）趣旨について

議員定数は「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保し、議員報酬は活動の対価と生活給的要素を兼ね揃えた水準を設定することで、「無投票」や「なり手不足」の克服を数合わせではなく、議会力の維持・向上につなげ、議会自らが住民と対話し、自己改革を実践する姿勢を明確にする。

<説 明>

- ・「定数＝コストではなく住民代表の総量」

人口減少社会においても、多様な民意を反映できる議員数を維持することが民主主義の根幹。
- ・「報酬＝活動の対価＋生活給的要素」

議員の責務と活動量を正しく住民に説明できる水準を確保し、若者・女性・現役世代の参入を促す。
- ・「無投票の克服は報酬や定数の数合わせではなく、議会の力をどう維持するか」

削減論ではなく、縮小社会における議会機能強化を優先する。
- ・「自己決定・自己改革の実践」

議会自らが案をつくり、町民と対話しながら意思を決定する「自治の主体」としての責任を果たす。

議員定数の根拠（原案）

（１）委員会機能が安定的に確保できる人数とは？

本町議会では、常任委員会や特別委員会を設置し、条例や予算、事業の内容などを専門的に審査している。欠席や利害関係による除斥などを考慮すると、委員会審査が十分に機能するためには一定の人数が必要であり、また、複数の委員会を同時に運営するには、各委員会に適切に人員を配置できる体制が不可欠である。

このため、町議会としては委員会活動を安定的に行うために、少なくとも７～８名の議員数が必要であると考ええる。

（２）議長・副議長の委員会への関わりはどうあるべきか？

地方自治法第 104 条において、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定しており、また、芽室町議会基本条例第 5 条第 1 項においても、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。」と規定している。

このことから、地方自治法第 116 条において議長も議決権を有しているが、議会運営全体の調整役を担うため、委員会に所属しないのが一般的であり、芽室町議会においても適用している。副議長は議長を補佐しつつ議員として委員会に所属できるが、委員長等との兼務は議会運営の公平性を損なう恐れがあるため、規則上も運営上も慎重な対応が求められる。

（３）強化すべき委員会機能はないか？

地方自治法第 109 条では、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定している。本町議会の議員定数規模を踏まえると、委員会数を増やせば委員 1 人当たりの所属数や負担が過大となり、委員会機能の安定性を欠くおそれがある。現在の行政事務は「総務・産業」と「福祉・教育」に大きく整理可能であり、2 常任委員会体制とすることで網羅的かつ効率的に審査でき、事務事業量から見ても適正と考える。

(4) 委員会への委員重複所属はどうあるべきか？

常任委員会は、議会の専門的な審査機能を担う重要な機関であり、委員が複数の委員会に重複所属すると、同一議員が複数の場で発言・判断を行うこととなり、委員会相互の独立性やチェック機能が低下する恐れがある。また、多様な議員が幅広く委員会に参画することが住民の多様な声を反映する上で重要であり、そのためにも重複所属は、極力避けることが望ましいと考える。

(5) 議員（委員）間の活動量の平準化は実現できるか？

本町議会では現在、広報広聴に特化した委員会を設置しておらず、広報誌編集や住民意見の集約といった役割を議会運営委員会が兼務している状況にあり、そのため、議会運営委員会に業務が集中し、議員間での活動負担に偏りが生じている実態がある。広報広聴は、住民理解と議会活動への信頼を高めるために不可欠な機能であり、独立した委員会を設置することで専門的かつ継続的に取り組むことが可能となる。これにより、議員間の活動を平準化し、議会全体の機能強化にも資するものと考ええる。

(6) 人口との兼ね合いはどうあるべきか？

議員定数のあり方を考える際、従来は人口との比例関係が基準とされてきた。しかし、近年は、議会の役割や委員会機能の確保、政策形成機能の充実など、機能面を重視した議論が主流となっており、単純な人口比例は必ずしも妥当な根拠とは言えない。一方で、住民感覚として「人口が減少すれば議員も減らすべき」との意見は根強く存在しており、この視点を軽視することはできない。

したがって、定数の検討にあたっては人口論に依拠しすぎず、しかし、住民感覚にも丁寧に向き合いながら議会機能を持続可能に確保する視点が必要と考える。

議員報酬の根拠（原案）

（１）報酬の根拠はどうあるべきか

議員報酬は「議員の責務に対する対価」であることを基本に据えるべきである。芽室町議会基本条例や各答申においても、議員は政策提案、行政監視、住民対話など広範な責務を担うとされている。

その責務を持続的に果たすためには、報酬には生活給的要素を含める必要があると整理されてきた。また、無投票やなり手不足が全国的課題となる中で、本町議会でも多様な人材が立候補できる条件整備として報酬を位置づけることが不可欠である。

（２）報酬の根拠とすべき方式は何か

芽室町議会は、全国町村議会議長会が示す「原価方式（町長給与×活動日数比率）」を基本方式とする（※資料末尾参照）。この方式は、議員自身の活動量を基礎に算定するため、最も客観性と合理性が高い。H26答申でも複数方式を比較した上で「積上方式（原価方式）」を選択しており、以降もこの立場を踏襲している。成果や責務の観点を補足的に加えることで、報酬を「対価・成果・責務」の三要素から説明できる体系とする。

（３）役職区分はどうあるべきか

議長・副議長・委員長は、議事運営や調整業務など固有の権限と責務を担うため、区分と差を設けることが合理的である。なお、副委員長については業務量が多いが、議長・副議長・委員長ほどの権限と責務は有していないため、役職区分としては取り扱わない。

（４）期末手当はどうあるべきか

芽室町議会では、期末手当は年間報酬の一部として位置付けられ、一般にいうボーナスとは異なる性格のものである。現在は、期末手当を年１回（４月、４.１か月分）支給する仕組みを採用しており、これは通年議会制を踏まえた芽室町議会独自の設定である。

今後も、活動実態との整合を確保しつつ、期末手当の回数・時期・率・加算率については整理を行い、町民に理解される形で明示することを基本方針とする。特に手当の回数については、これまでの実績を踏まえつつ、社会通念に合わせる形で年２回（６月・１２月支給）とする方向

で検討を進める。

(5) 報酬増の際の財源確保の説明はどうあるべきか

令和6年の全国町村議会議長会による要望では、議員報酬が低水準であることがなり手不足の一因であるとされ、改善のためには「地方交付税算定における議員報酬単価の引き上げ」や「報酬改定を行った町村に対する財政措置の充実」が求められている。つまり、国・道による財政支援を得ながら町村の負担を軽減する仕組みづくりが不可欠である。

したがって芽室町議会としては、報酬増を検討する際には、既存歳出の見直しによる独自の捻出と国・道による制度的財政支援を活用する可能性も含めて、住民に丁寧に説明することを原則とする。

※ 参考資料／(2) 報酬の根拠とすべき方式は何か

「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」抜粋／全国町村議会議長会発行(2022.2)

1-4. 原価方式の算定モデル(令和4年モデル)

議員報酬額の算定式

$$\begin{array}{l} (1) \text{議会・議員の活動日数} \quad \boxed{} \text{日} \\ (2) \text{首長の職務遂行日数} \quad \boxed{\text{モデル：305日}} \end{array} \times (3) \text{首長の給料} \quad \boxed{} \text{円} = (4) \text{議員報酬額} \quad \boxed{} \text{円}$$

→ 首長の給料実額を採用

(1) 議会・議員の活動日数の積算(①+②+③の合計)

議会活動

- ① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣(※¹) 日
- 〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場(全員協議会等)、カ議員派遣、キ委員派遣〕
- ② 法定外会議・住民との対話等(※¹) 日
- 〔ア法定外会議(任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等)イ議会としての住民対話(議会報告会、住民懇談会、意見交換会等)、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

議員活動

- ③ 日常の議員活動(※¹※²) 日
- 〔ア①②に付随する活動(議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等)、イ議員としての住民対話(請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等)、ウ公的行事への出席、エその他〕

※¹ 実際の活動日数(①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均)を記入(同日の重複カウントはしない)
※² 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算(1日8時間)して1人あたりの平均を算出

(2) 首長の職務遂行日数(モデル：305日)

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出
 $365日 - (\text{土曜日・日曜日：104日} + \text{国民の祝日：16日}) \times 1/2 = 305日$ (※³)

※³ 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい